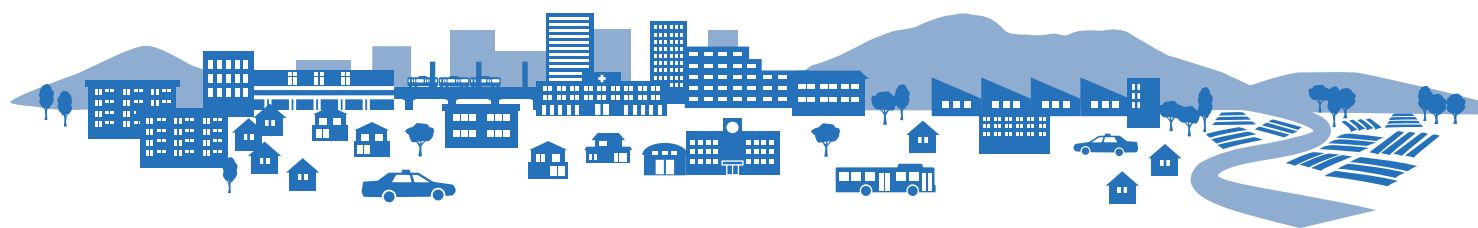


桐生市都市計画マスタープラン (都市計画に関する基本的な方針)



令和2年4月



はじめに



桐生市は、赤城山や日光連山の山々に囲まれ、渡良瀬川や桐生川などの清流に恵まれた山紫水明の素晴らしい環境の中、古くから織物産業の繁栄とともに都市として栄え、都市機能や人口が集積した市街地を形成してまいりました。

近年、全国的な人口減少・少子高齢化が課題となっておりますが、当市においてもその課題は顕在化しており、特に桐生地域では、様々な要因により拡散型の都市構造へと変化し、人口の低密度化も進行しております。このような状況の中でも、将来にわたり都市の機能を維持・向上し、持続可能な都市を形成していくため、拠点周辺に都市機能及び居住を誘導する「桐生市コンパクトシティ計画」を新たに策定するとともに、長期にわたり未着手となっている都市計画道路網の見直し方針を定めております。また、新里地域や黒保根地域においても、誰もが安心して快適に暮らせるためには、それぞれの地域特性を活かしながら、まちのまとまりを維持していくことが必要です。

これらのことを踏まえ、都市計画の計画的かつ総合的な推進を継続するため、平成 21 年 10 月に定めた「桐生市都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）」を改定しました。引き続き、市民の皆様とともにより良い都市の実現に向けて取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の改定に当たり、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様及び関係各位に心より感謝申し上げます。

令和 2 年 4 月

桐生市長 荒木 恵司

目 次

序 論 都市計画マスタープラン作成概要	1
1 目的	2
2 改定の趣旨	2
3 位置付け	2
4 役割	2
5 目標年次	3
6 構成項目	3
I 全 体 構 想	5
1 まちづくりの課題と目標設定	6
1-1 桐生市の現況とまちづくりの課題	6
1-2 まちづくりの目標設定	8
(1)まちづくりの理念	8
(2)まちづくりの目標	8
2 将来都市構造	9
2-1 将来都市構造	9
(1)基本的な考え方	9
(2)拠点	10
(3)都市軸	13
3 都市整備の方針	15
3-1 土地利用の方針	15
(1)基本的な考え方	15
(2)市街地規模・区域の設定	15
(3)土地利用の区分と土地利用の方針	17
(4)土地利用の誘導方針	18
3-2 道路・交通の方針	25
(1)基本的な考え方	25
(2)整備方針	26
3-3 公園・緑地の方針	31
(1)基本的な考え方	31
(2)公園・緑地の定義	32
(3)整備方針	33
3-4 下水道・河川の方針	36
(1)下水道	36
(2)河川	38
3-5 拠点環境整備の方針	39
(1)基本的な考え方	39
(2)整備方針	40
3-6 緑の環境の方針	46
(1)基本的な考え方	46
(2)整備方針	46
3-7 住宅・住環境の方針	49
(1)基本的な考え方	49
(2)整備方針	49
3-8 都市防災の方針	52
(1)基本的な考え方	52
(2)整備方針	52
3-9 景観形成・保全の方針	55
(1)基本的な考え方	55
(2)景観形成の方針	55
3-10 市街地開発事業の方針	60
(1)基本的な考え方	60
(2)整備方針	61
(3)既定計画の見直し	61
II 地 域 別 構 想	63
1 地域別構想の意義・目的	64
2 地域区分の設定	64
2-1 地域区分の考え方	64
2-2 地域区分	65
3 地域別整備の方針	66
3-1 中央東地域	66
(1)地域の特性と課題	66

(2)地域の役割と地域づくりの目標	66
(3)地域のまちづくり方針	67
3-2 中央西地域	70
(1)地域の特性と課題	70
(2)地域の役割と地域づくりの目標	70
(3)地域のまちづくり方針	70
3-3 中央南地域	74
(1)地域の特性及び課題	74
(2)地域の役割と地域づくりの目標	74
(3)地域のまちづくり方針	74
3-4 境界地域	77
(1)地域の特性及び課題	77
(2)地域の役割と地域づくりの目標	77
(3)地域のまちづくり方針	77
3-5 広沢地域	80
(1)地域の特性	80
(2)地域の役割と地域づくりの目標	80
(3)地域のまちづくり方針	81
3-6 相生地域	84
(1)地域の特性及び課題	84
(2)地域の役割と地域づくりの目標	84
(3)地域のまちづくり方針	84
3-7 川内地域	88
(1)地域の特性及び課題	88
(2)地域の役割と地域づくりの目標	88
(3)地域のまちづくり方針	88
3-8 梅田地域	91
(1)地域の特性及び課題	91
(2)地域の役割と地域づくりの目標	91
(3)地域のまちづくり方針	91
3-9 菱地域	94
(1)地域の特性及び課題	94
(2)地域の役割と地域づくりの目標	94
(3)地域のまちづくり方針	94
3-10 新里地域	97
(1)地域の特性と課題	97
(2)地域の役割と地域づくりの目標	97
(3)地域のまちづくり方針	98
3-11 黒保根地域	100
(1)地域の特性と課題	100
(2)地域の役割と地域づくりの目標	100
(3)地域のまちづくり方針	100

III まちづくりの推進方策	103
1 整備計画と整備段階	104
1-1 整備計画と整備段階の考え方	104
2 都市施設整備の推進方策	105
2-1 道路・交通	105
2-2 公園・緑地	106
2-3 下水道	107
3 市街地開発事業の推進方策	108
3-1 市街地開発事業	108
4 実現化に関する体制づくり	110
4-1 都市計画マスタープランの実現化	110
(1)個別部門計画の充実と相互の連携	110
4-2 実現に向けての方策	110
(1)役割分担と協力によるまちづくりの推進	110
(2)市民参加の推進	110
(3)まちづくりの支援	111
(4)財源の確保と効果的な運営	111

序 論

都市計画マスタープラン作成概要

- 1 目 的
- 2 改定の趣旨
- 3 位 置 付 け
- 4 役 割
- 5 目 標 年 次
- 6 構 成 項 目

1 目的

桐生市都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づく計画で、桐生市における都市の将来像やまちづくりの基本方針を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの考え方を示すことにより、本市における都市計画の総合的な指針となることを目的とします。

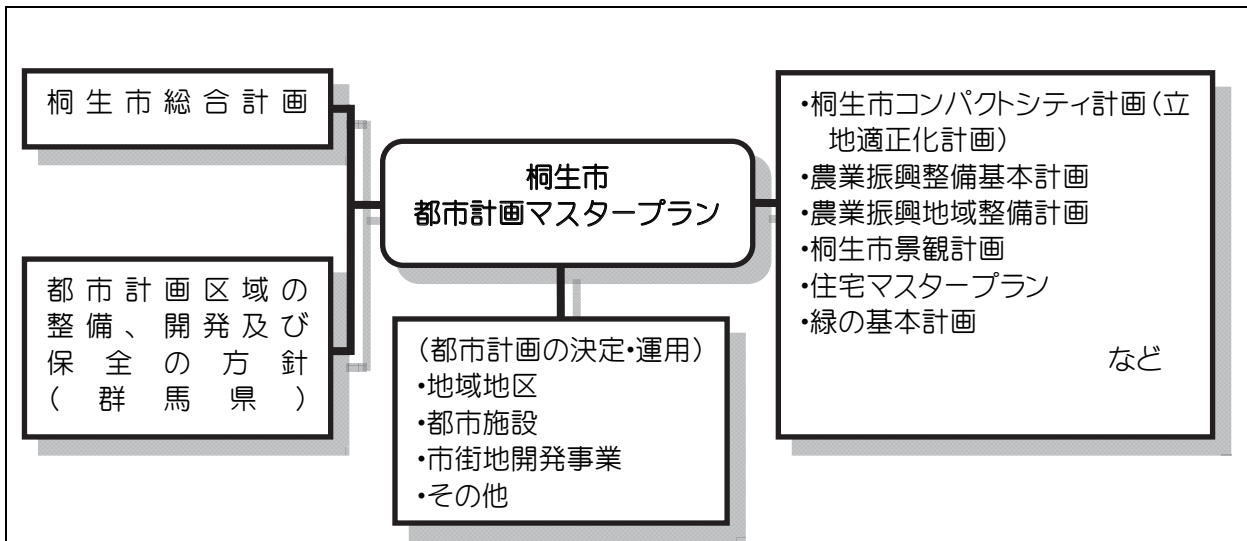
2 改定の趣旨

今回の改定は、平成 21 年 10 月の改定から 10 年が経過し、また都市再生特別措置法に基づく桐生市立地適正化計画が策定され、土地利用その他の方針の見直しを行う必要が生じたことを受けて行うものです。

3 位置付け

本マスタープランは「桐生市総合計画」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの計画に即しつつ、本市における個別構想・基本計画との整合を図り、都市の将来像、土地利用の方針及び都市施設整備の方針などを明らかにするものとして位置付けられます。

図 桐生市都市計画マスタープランの位置付け



4 役割

本マスタープランは“都市計画の総合的なマスタープラン”として市町村が自ら定めるものであり、以下のような役割が期待されています。

- ◎住民の意見を反映させながら、都市全体及び地域レベルで、将来的なまちづくりの方針を明示する。
- ◎土地利用、都市施設などの個別の都市計画の実施に関し、地域住民の理解を深めるための基本とする。
- ◎個別の都市計画相互の整合性・総合性を確保する役割を担う。
- ◎個別の都市計画を決定あるいは変更する際の方向を示す指針としての役割を担う。

5 目標年次

本マスタープランは、基準年次を平成 27 年(2015 年国勢調査年)として、20 年後を見据えた 10 年後の令和 7 年(2025 年)を目標年次として作成します。なお、上位計画である総合計画などに変更が生じたり、都市計画区域の再編などがあった場合には、必要に応じて、内容を見直すものとします。

6 構成項目

本マスタープランは、市全体のまちづくりの基本的な方針を示す「全体構想」、地域のまちづくりの基本的な方針を示す「地域別構想」及び都市整備を具現化していくための方策を示す「まちづくりの推進方策」の 3 つの大きな柱から構成されます。

